

Ⅱ 基礎データの説明

Explanation of Terms

1 データの出典（調査、報告書等）

基礎データの資料源としての調査の名称又は報告書名並びにその概要及びそれを所管している機関の名称を記載している。

2 各基礎データ項目の説明

個々の基礎データの概念等について掲載している。

「Ⅱ 基礎データの説明」は、各統計調査の調査概要や社会・人口統計体系「基礎データ項目定義」等に基づいて整理した。

なお、説明の中で引用している法令等は原則として調査時点のものであることに注意されたい。資料源に複数の番号を記載している項目は、収集年により出典が異なる。

データの出典（調査、報告書等）

1.国勢調査(総務省統計局)

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得るとともに、国民共有の財産として民主主義の基盤を成す統計情報を提供するものである。

2.人口動態調査(厚生労働省)

我が国の人口動態事象を把握するものである。

3.住民基本台帳人口移動報告年報(総務省統計局)

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による届出及び同法の規定により職権で住民票に記載された転入者について集計したものである。

なお、日本の国籍を有しない者は含まれなかったが、平成25年7月8日以降、日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法で定めている者については含まれる。

4.全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)

測量法（昭和24年法律第188号）の基本測量に関する長期計画に基づき、10月1日時点の我が国の面積を取りまとめた技術資料である。

5.世界農林業センサス(農林水産省)

国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにするものである。

6.農林業センサス〔農山村地域調査〕(農林水産省)

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供するものである。

7.市町村税課税状況等の調(総務省)

7月1日における全市町村の課税の状況等を集計編さんしたものである。

8.経済センサス-基礎調査(総務省・経済産業省)

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的としており、事業所・企業の基本的構造を明らかにするもので

ある。

9.作物統計調査〔面積調査〕(農林水産省)

農業の生産基盤となる耕地と農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効活用等の各種土地利用行政の企画立案並びに行政効果の判定を行うための資料に活用するものである。

10.経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的としており、事業所・企業の経済活動の状況を明らかにするものである。

11.工業統計調査(総務省・経済産業省)

我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となるものである。

12.商業統計調査(経済産業省)

商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得るものである。

13.市町村別決算状況調(総務省)

「地方財政状況調査」のうち、「市区町村の普通会計、収益事業会計、交通災害共済事業会計及び公立大学附属病院事業会計の決算」を集計し、その一部を編集したものである。

14.学校基本調査(文部科学省)

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得るものである。

15.社会教育調査(文部科学省)

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにするものである。

16.住宅・土地統計調査(総務省統計局)

住戸に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査するものである。

17.一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得るものである。

18.医療施設調査(厚生労働省)

病院及び診療所（以下、この項目において「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握するものである。

19.医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)

医師， 歯科医師及び薬剤師について， 性， 年齢， 業務の種別， 従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにするものである。

20.介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)

全国の介護サービスの提供体制， 提供内容等を把握することにより， 介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るものである。

21.社会福祉施設等調査(厚生労働省)

全国の社会福祉施設等の数， 在所者， 従事者の状況等を把握し， 社会福祉行政推進のための基礎資料を得るものである。

22.国民健康保険事業年報(厚生労働省)

国民健康保険の事業状況を把握し， 国民健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料とするものである。

各基礎データ項目の説明

A 人口・世帯

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|---------|-------------------|--|------|
| 1 | A1101 | 総人口 | 本邦内(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島及び竹島(島根県)を除く。)に3か月以上にわたって住んでいるか, 又は住むことになっている者の総数 | 1 |
| 2 | A1301 | 15歳未満人口 | 年齢15歳未満の人口の総数 | |
| 3 | A1302 | 15～64歳人口 | 年齢15～64歳の人口の総数 | |
| 4 | A1303 | 65歳以上人口 | 年齢65歳以上の人口の総数 | |
| 5 | A1700 | 外国人人口 | 総人口のうち, 外国国籍を有する者の数 | |
| 6 | A1801 | 人口集中地区人口 | 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km ² 当たり4,000人以上)が隣接し, それらの地域の人口が5,000人以上を有する地域に常住する人口の総数 | |
| 7 | A4101 | 出生数 | 戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生の数 | 2 |
| 8 | A4200 | 死亡数 | 戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた死亡の数 | |
| 9 | A5103 | 転入者数(外国人含む) | 市区町村又は都道府県の区域内に, 他の市区町村又は都道府県から住所を移した者の数 | 3 |
| 10 | A5104 | 転出者数(外国人含む) | 市区町村又は都道府県の境界を越えて他の区域へ住所を移した者の数 | |
| 11 | A6107 | 昼間人口 | 当該地域の夜間人口から, 他の地域へ通勤・通学している者を減じ, 他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口 | 1 |
| 12 | A7101 | 総世帯数 | 一般世帯と施設等の世帯を合わせた数 | |
| 13 | A710101 | 一般世帯数 | (1)住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 (2)上記の世帯と住居を共にし, 別に生計を維持している間借り又は下宿している単身者 (3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎, 独身寮などに居住している単身者 | |
| 14 | A810102 | 核家族世帯数 | 一般世帯の親族のみの世帯のうち, 夫婦のみの世帯, 夫婦と子どもから成る世帯, 男親と子供から成る世帯, 女親と子供から成る世帯の数 | |
| 15 | A810105 | 単身世帯数 | 人員が一人の世帯数 | |
| 16 | A811102 | 65歳以上の世帯員のいる核家族世帯 | 単身世帯を除く一般世帯のうち, 65歳以上の世帯員のいる世帯数 | |
| 17 | A8201 | 高齢夫婦世帯数(高齢夫婦のみ) | 一般世帯のうち夫65歳以上, 妻60歳以上の夫婦一組のみの世帯数 | |
| 18 | A8301 | 高齢単身世帯数 | 一般世帯のうち65歳以上の者一人のみの世帯数 | |
| 19 | A9101 | 婚姻件数 | 我が国において各年1月1日から12月31日までの間に市区町村長に届出のあった婚姻した日本人についての件数 | 2 |
| 20 | A9201 | 離婚件数 | 我が国において各年1月1日から12月31日までの間に市区町村長に届出のあった離婚した日本人についての件数 | |

B 自然環境

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|-------|------------------|---|------|
| 1 | B1101 | 総面積(北方地域及び竹島を除く) | 北方地域及び竹島を除く日本の面積 | 1,4 |
| 2 | B1103 | 可住地面積 | 総面積(北方地域及び竹島を除く)から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出したもの | - |

C 経済基盤

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|---------|--------------------|---|-------|
| 1 | C120110 | 課税対象所得 | 各年度の個人の市町村民税の所得割の課税対象となった前年の所得金額をいい、地方税法に定める各所得控除を行う前のもの | 7 |
| 2 | C120120 | 納税義務者数(所得割) | 個人の市町村民税の所得割の納税義務者数 | |
| 3 | C2107 | 事業所数 | 一定の場所を占めて、単一の経営主体のもと、従業者と設備を有して、物の生産や販売及びサービスの提供が継続的に行われているものの数 | 8 |
| 4 | C2111 | 第2次産業事業所数 | 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業の事業所の数 | |
| 5 | C2112 | 第3次産業事業所数 | 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業及びサービス業等の事業所の数 | |
| 6 | C2207 | 従業者数 | 当該事業所に所属して働いている全ての人数 | |
| 7 | C2211 | 第2次産業従業者数 | 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業の従業者数 | |
| 8 | C2212 | 第3次産業従業者数 | 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業及びサービス業等の従業者数 | |
| 9 | C3107 | 耕地面積 | 農作物の栽培を目的とする土地の面積 | 9 |
| 10 | C3401 | 製造品出荷額等 | 製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計 | 10,11 |
| 11 | C3404 | 製造業従業者数 | 工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、製造又は加工を行っている事業所の従業者の数 | |
| 12 | C3501 | 商業年間商品販売額(卸売業+小売業) | 1年間の商業事業所における有体商品の販売額 | 10,12 |
| 13 | C3502 | 商業事業所数(卸売業+小売業) | 有体的商品を購入して販売する事業所の数 | |
| 14 | C3503 | 商業従業者数(卸売業+小売業) | 有体的商品を購入して販売する事業所の従業者の数 | |

D 行政基盤

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|---------|----------------|---|------|
| 1 | D2201 | 財政力指数(市町村財政) | 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値 | 13 |
| 2 | D2202 | 実質収支比率(市町村財政) | 実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合 | |
| 3 | D2211 | 実質公債費比率(市町村財政) | 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの | |
| 4 | D3201 | 歳入決算総額(市町村財政) | 「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「国庫支出金」、「地方債」及び「その他」の総額 | |
| 5 | D3203 | 歳出決算総額(市町村財政) | 「教育費」、「民生費」及び「土木費」等行政目的に着目した市町村における「目的別歳出」の額 | |
| 6 | D320101 | 地方税(市町村財政) | 市町村税(ただし、東京都特別区における「地方税」は、地方税法の規定による特別区税である。) | |

E 教育

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|-------|---------|---|------|
| 1 | E1101 | 幼稚園数 | 学校教育法に規定する幼稚園の数 | 14 |
| 2 | E1501 | 幼稚園在園者数 | 5月1日現在、当該幼稚園の在園者として指導要録が作成されている者の数 | |
| 3 | E2101 | 小学校数 | 学校教育法に規定する小学校の数 | |
| 4 | E2401 | 小学校教員数 | 小学校の本務の教員数 | |
| 5 | E2501 | 小学校児童数 | 5月1日現在、当該学校の在学者(ただし、1年以上居所不明の者を除く。)として指導要録が作成されている者の数 | |
| 6 | E3101 | 中学校数 | 学校教育法に規定する中学校の数 | |
| 7 | E3401 | 中学校教員数 | 中学校の本務の教員数 | |
| 8 | E3501 | 中学校生徒数 | 5月1日現在、当該学校の在学者(ただし、1年以上居所不明の者を除く。)として指導要録が作成されている者の数 | |
| 9 | E4101 | 高等学校数 | 学校教育法に規定する高等学校の数 | |
| 10 | E4501 | 高等学校生徒数 | 5月1日現在、当該学校の在学者(ただし、1年以上居所不明の者を除く。)として指導要録が作成されている者の数 | |

F 労働

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|-------|------------------|---|------|
| 1 | F1101 | 労働力人口 | 就業者と完全失業者を合わせた人数 | 1 |
| 2 | F1102 | 就業者数 | 賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした人の数 | |
| 3 | F1107 | 完全失業者数 | 収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワークに申し込むなどして積極的に仕事を探していた人の数 | |
| 4 | F2201 | 第1次産業就業者数 | 農業・林業及び漁業の就業者の数 | |
| 5 | F2211 | 第2次産業就業者数 | 鉱業・採石業・砂利採取業、建設業及び製造業の就業者の数 | |
| 6 | F2221 | 第3次産業就業者数 | 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業及びサービス業等の就業者の数 | |
| 7 | F2401 | 雇用者数 | 会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、役員(社長・取締役・監査役、理事・監事等)を除く人の数 | |
| 8 | F2402 | 役員数 | 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員の数 | |
| 9 | F2403 | 雇人のある業主数 | 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人の数 | |
| 10 | F2404 | 雇人のない業主数 | 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人の数 | |
| 11 | F2405 | 家族従業者数 | 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族の数 | |
| 12 | F2701 | 自市区町村で従業している就業者数 | 従業先が常住している市区町村と同一の市区町村にある就業者の数 | |
| 13 | F2705 | 他市区町村への通勤者数 | 当該市区町村に常住する者のうち、県内外を問わず他の市区町村で従業する者の数 | |
| 14 | F2801 | 従業地による就業者数 | 従業地別の就業者の人数 | |
| 15 | F2803 | 他市区町村からの通勤者数 | 当該市区町村で従業する者のうち、県内外を問わず他の市区町村に常住する者の数 | |

G 文化・スポーツ

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|-------|--------|---|------|
| 1 | G1201 | 公民館数 | 市町村その他一定区域内の住民のために、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設の数 | 15 |
| 2 | G1401 | 図書館数 | 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした施設の数 | |

H 居住

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|---------|-------------|---|------|
| 1 | H1101 | 居住世帯あり住宅数 | ふだん人が居住している住宅で、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている住宅数 | 16 |
| 2 | H1310 | 持ち家数 | そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅の数 | |
| 3 | H1320 | 借家数 | そこに居住している世帯以外の者が所有又は管理している住宅の数 | |
| 4 | H2130 | 1住宅当たり延べ面積 | 住宅の床面積の合計 | |
| 5 | H550701 | 非水洗化人口 | 市町村等がその計画収集区域内において、し尿の収集を行っている人口と自家処理を行っている人口の数 | 17 |
| 6 | H5608 | ごみ計画収集人口 | 実際にごみの収集を行っている区域の人口 | |
| 7 | H5609 | ごみ総排出量 | 計画収集量、直接搬入量及び集団回収量の合計 | |
| 8 | H5614 | ごみのリサイクル率 | ごみの総処理量及び集団回収量のうち、直接資源化量、中間処理後再生利用量及び集団回収量の占める割合 | |
| 9 | H6130 | 小売店数 | 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの及び建設業、農林水産業、製造業等産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する店の数 | 8,10 |
| 10 | H6131 | 飲食店数 | 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる店の数 | |
| 11 | H6132 | 大型小売店数 | 民営の小売業事業所のうち、50人以上の従業者を有する事業所の数 | |
| 12 | H6133 | 百貨店、総合スーパー数 | 衣・食・住にわたる各種の商品を小売する民営の事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいい、ここでは、従業者が常時50人以上の事業所の数 | |

I 健康・医療

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|---------|--------|---|------|
| 1 | I510120 | 一般病院数 | 精神科病院及び結核診療所以外の病院の数 | 18 |
| 2 | I5102 | 一般診療所数 | 医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものの数 | |
| 3 | I5103 | 歯科診療所数 | 歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものの数 | |
| 4 | I6100 | 医師数 | 医師法に規定する医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者の数 | 19 |
| 5 | I6200 | 歯科医師数 | 歯科医師法に規定する歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者の数 | |
| 6 | I6300 | 薬剤師数 | 薬剤師法に規定する薬剤師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者の数 | |

Ｊ 福祉・社会保障

※資料源の番号は、「データの出典」に記載されている番号と対応している。

| No. | 項目符号 | 基礎データ名 | 説明 | 資料源※ |
|-----|---------|-----------------------------|---|------|
| 1 | J230121 | 介護老人福祉施設数 | 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設の数 | 20 |
| 2 | J2501 | 児童福祉施設等数 (助産施設, 児童遊園を除く) | 児童福祉法に基づき設置されるもので、助産施設及び児童遊園を除いた施設を合算した数 | 21 |
| 3 | J2503 | 保育所等数 | 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設の数 | |
| 4 | J2506 | 保育所等在所児数 | 保育所等に10月1日現在、在所(籍)している者の数 | |
| 5 | J4101 | 国民健康保険被保険者数 | 他の被用者保険加入者や生活保護受給世帯を除く全ての被保険者の数 | 22 |